

# 監査報告書

学校法人 武蔵野大学  
理事会 御中

令和7年5月19日

学校法人 武蔵野大学

監事 長野 了法

監事 中村 孝文

私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人武蔵野大学寄附行為（令和6年4月1日施行）第8条第3項の規定に基づき、本法人の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の財産の状況、業務の執行状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果につき以下の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法

監査にあたり、業務の執行状況について理事から報告を受けました。また、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細書）及び財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 学校法人武蔵野大学の業務に関する決定及び執行は適正な手続きを経て行われており、財産及び業務並びに理事の業務執行に関する不正行為は認められず、また法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類及び財産目録は学校法人会計基準に、収益事業に係る計算書類については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、計算書類等は会計帳簿の記載と合致しており、本法人の令和7年3月31日における財産の状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めます。

以上